

令和3年度 愛媛県障がい者工賃向上技術支援員派遣事業 実施要項

1 目的

本会では、愛媛県の「愛媛県障がい者工賃向上計画支援事業」を受託し、障がい者が地域で自立して生活できるよう工賃向上に向けた取り組みを支援するため、工賃向上に取り組む事業所に対して、事業内容に適した技術面での専門家による助言等を行うことにより、魅力ある自主商品の開発・研究や商品のイメージアップを図り、売上の向上を目指す。

2 実施主体

愛媛県社会就労センター協議会（事務局：社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会）

3 対象事業所

工賃向上計画を策定し、県に提出している次の事業所

- (1) 就労継続支援B型事業所
- (2) 就労継続支援A型事業所
- (3) 小規模作業所
- (4) 地域活動支援センター

※過去に本事業を利用した事業所も申請可能ですが、未実施の事業所を優先します。

4 派遣事業所数（指導回数）

4事業所程度（指導回数は1事業所当たり10回程度）

5 経費負担

派遣する指導者にかかる謝金・旅費は本会が負担します。

6 申請方法

別添「派遣申請書」（様式）は、本会ホームページからダウンロードできますので、必要事項をご記入の上、**令和3年9月8日（水）**までに、下記事務局へメールでご提出ください。

※愛媛県社会就労センター協議会 URL <http://www.ehime-selp.jp/>

メール jinzai@ehime-shakyo.or.jp

7 指導内容及び専門家

指導内容及び専門家は、事業所の希望を具体的にご提示いただいた上で調整します。下記以外でも事業の範囲内で調整します。ただし、農業分野の指導はこの事業では扱いませんのでご了承ください。

指導内容	指導する専門家
製パン・製菓	愛媛県技能士会推薦の講師（愛媛マイスター派遣調整等含む） 愛媛県調理製菓専門学校の講師等
木工・手芸	愛媛県技能士会推薦の講師（愛媛マイスター派遣調整等含む）等
ヘルシーメニュー開発	管理栄養士有資格者等

8 日程

No.	内容	期間
1	事業周知・募集期間	令和3年8月上旬～9月8日（水）※申請書締切（必着）
2	派遣先選考会議 （工賃向上計画検討委員会）	令和3年9月下旬
3	選考結果通知	令和3年10月上旬
4	技術支援員派遣・指導期間	令和3年10月上旬～令和4年2月上旬
5	「報告書」の作成・提出 （事業所及び技術支援員の 双方が行う）	令和4年2月末 ※報告書締切（厳守） ※報告書は他事業所に紹介できるものを作成いただきます。 また、県が工賃向上を目指す事業所に参考として公開する 場合があります。

9 指導の進め方及び内容

段階	内容
ステップ1	【事業所の現状と課題の分析】 既存製品の品質、管理、生産性の分析、事業所の技術力把握等を行う。
ステップ2	【「技術向上計画」の策定】 （1）事業所責任者と技術支援員が技術面での現状課題について情報を共有するとともに事業所理念及び生産能力の確認を行い、技術向上目標の設定と合意形成を図る。 （2）技術支援員助言のもと、工賃向上のための実践的な作業計画を事業所が決定し、「工賃目標」と作業計画を盛り込んだ「技術向上計画」を策定する。
ステップ3	【個々の専門家による点検・指導】 （1）現在製造・生産している商品の製造技術や作業・製造工程について、専門指導者による点検や指導をする。 （2）品質、質感、デザイン性等について、専門指導者による点検や助言を行う。 （3）新商品や新生産物の開発・開拓について、専門指導者と検討や協議を行う。 また、必要に応じ同指導者とマニュアルの作成や整備を行う。
ステップ4	【評価】 （1）目標の達成状況の点検や評価を行う。 （2）課題を検討し、改善を図る。 （3）計画や目標の見直しを行う。

10 留意事項

新型コロナウイルス感染症の予防対策に留意し、派遣に際しましては、関係者の皆様には、指導場所の換気、マスク着用、手指消毒、検温等の感染症対策にご協力をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、中止や変更等の可能性がありますので、予めご了承ください。

11 事務局

愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 人材研修課内（担当：高瀬・平田）

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階

TEL 089-921-8566 / FAX 089-921-3398

メール jinzai@ehime-shakyo.or.jp / URL <http://www.ehime-selp.jp/>